

武豊町屋内温水プール施設整備・管理運営事業
要求水準書（案）（平成30年6月29日改定）新旧対照表

平成30年8月13日

武豊町

要求水準書(案)(平成30年6月29日改定) 新旧対照表

No	添付資料番号	頁	章	節	1	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後
1	—	13	1	6		(7)					熱供給	—	事業予定地内の熱供給管等の保守管理は事業者が実施すること。なお、事業予定地外の熱供給管等の保守管理は、町が別途実施する。
2	—	26	2	2	1	(5)				i)	プールサイド	プールサイドは、学校利用時、児童170人程度の同時利用に対応できるスペースを設けること。	プールサイドは、学校利用時、児童170人以上の同時利用に対応できるスペースを設けること。
3	—	30	2	2	6	(1)				i)	エントランスホール	エントランスホールは、学校利用時のクラスの入替わりをスムーズに行えるように、児童170人の待機スペースとして利用できる広さを確保すること。	エントランスホールは、学校利用時のクラスの入替わりをスムーズに行えるように、児童170人以上の待機スペースとして利用できる広さを確保すること。
4	—	47	4	3							建築設備保守管理業務	なお、保守管理業務の対象は、「添付資料8 主な維持管理業務項目詳細一覧」に示す建築設備(電気設備、給排水衛生設備、空調換気設備、昇降機設備、自動ドア・シャッター設備、消防設備、防火設備等、熱供給設備(熱供給管含む)、プール設備、温浴設備、その他設備等)とする。	なお、保守管理業務の対象は、「添付資料8 主な維持管理業務項目詳細一覧」に示す建築設備(電気設備、給排水衛生設備、空調換気設備、昇降機設備、自動ドア・シャッター設備、消防設備、防火設備等、熱供給設備(事業予定地内熱供給管含む)、プール設備、温浴設備、その他設備等)とする。
5	資料8										添付資料8 主な維持管理業務項目詳細一覧	2. 建築設備保守管理業務 (1)定期保守点検業務 ⑧防火設備・防火戸・防火シャッター等の防火設備点検(建築基準法) 法定義務:— 根拠:—	2. 建築設備保守管理業務 (1)定期保守点検業務 ⑧防火設備・防火戸・防火シャッター等の防火設備の定期点検(建築基準法)、防火対象物の定期点検(消防法) 法定義務:○ 根拠:消防法、建築基準法に基づく定期点検・検査
6	資料8										添付資料8 主な維持管理業務項目詳細一覧	—	5. 環境衛生・清掃業務 (1)定期清掃業務 ①日常清掃業務 i) プールサイド床等・浴室・浴槽等・屋内の床・階段・手すり等の清掃・ごみ拾い、テーブル・椅子等の什器備品の清掃、ごみの収集・処理等 ii) トイレの衛生消耗品の補充、衛生機器の洗浄、汚物処理及び洗面所の清掃